

1 事業の背景

(1) 借上げ民間賃貸住宅（みなし仮設）の存在

- ① 東日本大震災で約1万世帯が住宅を喪失
- ② 避難所から早期移住を促進
 - ・ 応急仮設住宅の早急な建設需要と供給の遅れ
 - ・ 民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供

(2) 借上げ民間賃貸住宅（みなし仮設）

- ・ 仮設住宅の80%以上(約8,500世帯)

(3) 借上げ民間賃貸住宅の課題

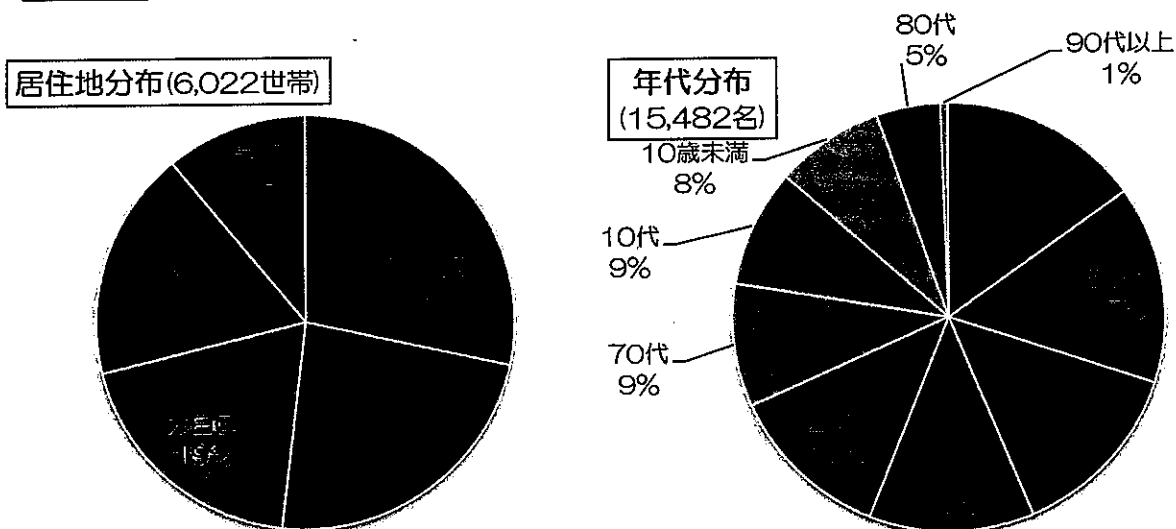
- ① 広域点在性
- ② 情報や支援の格差

2 支援対象世帯

- ・ 世帯状況調査での事前了承の上、仙台市から情報提供を受けた世帯を支援対象とする。

【支援対象世帯の内訳(平成24年3月15日現在)】 (単位：世帯)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
1,079	1,714	1,410	1,162	657	6,022



3 「地域支えあいセンター事業」の立ち上げ（平成23年12月～）

(1) 中核支えあいセンター及び巡回相談所の開設

- ① 支援情報の提供、困りごと相談を受けて関係機関へつなぐ活動の開始
- ② 地区の市民センター等を会場に週1回程度の巡回相談所を開設（21か所）

(2) 情報の提供

- ① 支援情報やサロン情報、チラシ等、全市民センターに情報コーナーを設置（59か所）
- ② 地域毎のサロン・イベント情報を含むダイレクトメールの発送（1回/2か月・偶数月末）

(3) 交流イベントやふれあいサロン活動等を通じた地域支援

- ① 地域住民や関係機関、NPO等と連携、ふれあいサロン、茶話会の開催
- ② 地区社協のサロンなど地域住民との交流の場づくりを展開

※平成24年度は事業の拡充【常設支えあいセンターの開設・個別訪問の実施】

4 常設支えあいセンターの開設（平成24年5月9日～）

(1) 目的

- ①身近で利便性のよい場所で、いつでもニーズに即した相談・被災支援情報の提供
- ②巡回相談やサロン活動等の拡充、地域住民や行政との連携による支援体制の構築

(2) 業務内容

- ①常設相談（火曜日～土曜日）日・月・祝日の翌日は休館
・開所時間：午前8時30分～午後5時 ・相談受付時間：午前9時30分～午後3時
- ②被災者情報提供（情報コーナー） ③巡回相談所の運営 ④地域交流事業の企画、実施

(3) 組織体制

◇ 職員体制[生活支援相談員] ※（ ）は個別相談担当生活支援相談員

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
8 (4)	9 (4)	8 (4)	7 (4)	6 (2)	38(18)

◇ 組織体制

- ① 常設支えあいセンター所長 区社会福祉協議会事務所長が兼務
 - ② " 所長代理 " 所長代理が兼務
 - ③ 常設生活支援相談員（1名～2名）
 - (ア) 巡回相談生活支援相談員（2名～4名）
 - (イ) 個別訪問生活支援相談員（2名～4名）
- ※ 中核支えあいセンターは統括組織として存続〔職員数3名(所長・副所長・主任)〕

5 個別訪問の実施について（平成24年5月9日～）

(1) 目的

- ①地域支えあいセンター事業の周知 ②見守りニーズの把握

(2) 訪問対象世帯

仙台市より情報提供を受けた「世帯状況等調査票」に基づき、訪問対象とする。

- ①世帯構成員に概ね65歳以上の高齢者を含む世帯
〔例：独居高齢者、高齢者夫婦、高齢者のみ世帯、日中高齢者のみとなる世帯〕
- ②世帯構成員に概ね15歳（中学生）以下の子を含む一人親世帯

【支援対象世帯の内訳】 (単位:世帯)

対象区分	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
(1) 高齢者を含む世帯	413	618	581	486	260	2,358
(2) 子を持つ一人親世帯	33	29	23	30	13	128
支援対象合計	446	647	604	516	273	2,486

(3) 訪問体制

支えあいセンター所属の生活支援相談員〔18名体制〕、2名1組による訪問を基本

(4) 訪問の手順

- ① 訪問対象世帯に関する区役所との事前調整
- ② 訪問対象世帯への事前通知
- ③ 訪問後のフォロー
・継続訪問 ・区役所への情報提供

(5) 実施時期

- ① 各区常設支えあいセンターを拠点として、7月中旬までの間に初回の個別訪問実施
- ② 初回訪問の結果を踏まえて、2回目以降の訪問や見守り等の継続支援